

全事業責任者

理事長 目崎 敦也

特定非営利活動法人 Unity

コンプライアンス管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人Unity(以下「当法人」という。)が子どもの未来を共に創る場として、すべての活動において法令、定款及び社会倫理を遵守し、関係者一人ひとりが誠実かつ公正な行動を徹底することを目的とする。

また、子どもの居場所を守り、続けるための信頼と安全な環境づくりを推進し、子どもたちの未来への希望を育む活動の基盤とする。

(適用範囲)

第2条

この規程は、当法人の理事、監事、職員(常勤・非常勤)、アルバイト、ボランティア、及びその他法人の活動に関与するすべての者に適用する。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条

当法人は、子ども一人ひとりが安心して学び、遊び、休み、自分らしく成長できる居場所を地域とともに築き続けることを使命とする。

その実現のために、すべての活動において高い倫理観と社会的責任を持ち、子どもの権利を尊重し、法令遵守はもとより公正な事業運営と良識ある行動を徹底する。

第3章 遵守事項

(法令遵守)

第4条

当法人の関係者は、すべての活動において関係法令及び法人の定款、各種規程・ルールを遵

守する。また、社会常識や公共の利益に配慮し、誠実かつ公正な行動をとる。

子どもの最善の利益を第一に考え、良心に基づいた行動を常に心がける。

（人権尊重）

第5条

当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別、虐待、いじめ、身体的・精神的・性的な暴力、その他不当な扱いを一切行わない。

特に、活動に参加する子どもの人格と尊厳を守り、意見表明の権利を保障し、安心・安全な環境を維持する。

（プライバシー尊重及び個人情報保護）

第6条

当法人は、活動を通じて取得した子ども、保護者、職員、関係者等の個人情報を適正に管理し、関係法令を遵守したうえで漏洩や不正利用を防止する。

活動写真・動画等の外部公開についても、本人または保護者の承諾を得たうえで適切に取り扱う。

（安全衛生の確保）

第7条

当法人は、子どもたちと関係者の心身の安全と健康を守ることを最優先とし、活動場所の衛生管理、設備の安全確保、感染症対策、リスクアセスメント等に十分配慮する。

事故や緊急事態発生時には迅速かつ適切な対応を行う。

（ハラスメントの防止）

第8条

当法人は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントその他あらゆるハラスメント行為を禁止する。

関係者一人ひとりが、安心して関われる環境づくりに責任を持ち、ハラスメントに関する相談があった場合は迅速かつ適切に対応する。

（不正行為の防止）

第9条

当法人の関係者は、業務上の不正行為（横領、贈収賄、利益相反行為、資金の私的流用等）を行わない。不正の疑いが生じた場合には速やかに法人内の適切な窓口へ報告し、必要な是正措置を講じ、透明性のある法人運営に努める。

（情報管理）

第10条

当法人は、業務上知り得た法人情報、第三者から受け取った秘密情報等を適切に管理し、正当な理由なく漏洩・開示しない。情報機器の利用に際しても情報セキュリティに十分留意する。子どもの安全とプライバシー保護を最優先とする姿勢を徹底する。

(公正な取引)

第11条

当法人は、契約や取引に際して公正・透明な手続を行い、法令や社会的規範に反する行為を行わない。また、取引先等に対して不当な要求を行わず、誠実な関係の構築に努める。

(社会との関係)

第12条

当法人は、地域社会、行政機関、支援者、協力団体との良好な関係を維持し、開かれた法人運営に努める。また、社会的要請や信頼に応える行動を常に意識し、子どもたちの居場所の持続的な運営に貢献する。

第4章 運用体制

(通報・相談体制)

第13条

当法人は、コンプライアンスに関する通報及び相談の窓口を以下の通り設置する。
通報者は、不利益を受けることなく、安心して相談・通報を行うことができる。通報内容については適切に調査・対応し、必要な改善措置を講じる。

【通報・相談窓口】

担当者: 行政書士 目崎 敦也

メールアドレス: contact@asutano-law.com

(遵守状況の確認)

第14条

当法人は、コンプライアンス遵守状況を適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じる。重大な違反が発覚した場合には速やかに理事会に報告する。

(教育・研修)

第15条

当法人は、理事、監事、職員、アルバイト、ボランティア等に対して、子どもの居場所を守り続け、未来をともに創るための理念とともに、コンプライアンス意識の向上を目的とした教育・研修を適切に実施する。

(制定・改廃)

第16条

この規程の制定・改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

(施行日)

本規定は、2025年4月1日から施行する。